

空き家の 利活用 の ススメ

宮崎県 総合政策部 中山間・地域政策課



空き家利活用のススメ



宮崎県 総合政策部 中山間・地域政策課



空き家問題を先送りせず、今のうちに解決しておこう

「空き家」とは1年以上人が住んでいない、または使われていない家のことを呼びます。総務省の2018年調査によると、全国の住宅総数に占める空き家の割合は過去最高の13・6%となりました。少子高齢化で空き家率は2033年に25・5%（2021年：野村総合研究所）まで上昇するとの試算もあります。皆さんが住む地域の4軒に1軒が空き家になったら、どんなことが起るでしょう。地域の活力は失われ、不動産価値は低下、治安の悪化も心配されます。何より空き家の問題が深刻化した時、大きな負担を背負うのは空き家を現在抱えている世代ではなく、これらを相続する次の世代なのです。空き家の利活用策には売却や賃貸などがあります。幸い宮崎の気候は温暖で、移住希望者も多く、空き家（中古住宅）を買いたい、借りたいというニーズは増えています。「他人が使うのに抵抗がある」という方は、空き家の片付けから始めてください。高齢者のいるお宅は、転倒予防などのためにリフォームを行うのも良いでしょう。資産価値を高めることで後々売却しやすくなりますし、何かと難しい相続の問題について家族で話をするきっかけにもなると思います。空き家をお持ちの方は問題を先送りせず、今のうちに解決することを考えてみてください。

一般社団法人 全国空き家アドバイザー協議会

大澤 雄一郎 理事長

おおざわ ゆういちろう

プロフィール

一般社団法人全国空き家アドバイザー協議会の副会長を経て、2021年10月から現職。

宅地建物取引士、二級建築士。宮崎市在住。

事例紹介
1



えびの市に移住し、DIYで空き家を改装

「広くて静かな環境と母屋以外に牛舎や納屋、ガレージも付いていて、ほぼ即決でした」。趣味の自転車トライアルがきっかけで、えびの市の空き家バンクを活用し、築40年の農家の土地建物を購入。2018年に宮崎市からえびの市へ移住した鈴木尚洋さん。同市の地域おこし協力隊員として活動する傍ら、DIYで自分好みの空間へと改装しています。お風呂などの水回りやオール電化などの作業は業者に任せましたが、キッチンやガレージの改装、壁紙や床板張りなどのリフォームは全て自分で材料を買ってきて施工。寒い冬場に備えて薪ストーブも設置しました。作業を重ねるうちにDIYの腕も上がり、もみ小屋をおしゃれな離れに改造してしまいました。近くに住む元所有者も「こんなにきれいに使ってくれる人が購入してくれて良かった」と喜んでいるそうです。鈴木さんはDIYの様子や田舎暮らしの魅力を動画で積極的に配信しています。「自ら手を入れることで住まいへの愛着が増しますし、えびのでの生活を楽しんでいることを発信することで、えびのに住みたいと思う人が一人でも増えてくれればいいですね」

事例紹介
2



串間市の古民家をサイクリストの拠点に

串間市の古民家保存に取り組む合同会社「セカンド」は、同市南部にある築80年の空き家をサイクリスト専用の宿泊施設にする作業を進めています。事の始まりは2年前。セカンドのメンバーが、県外に住む空き家の所有者から「1人暮らしの母親が介護施設に入り、無人のままでは台風や火事が心配。いっそ壊してしまおうか」と相談を受けました。セカンドではサイクリングのイベントを開催してきた実績があり、古民家をサイクリストの拠点にできないかと提案。所有者の同意と全国古民家再生協会 宮崎第2支部の作田耕一朗さんの助言を得て、国の補助金を使った改修にこぎつけました。構造面はプロに任せ、残りはDIY。サイクリストの愛車の中には高価な自転車もあるので、土間を駐輪スペースとし、安心して泊まれるようにしました。また、仏間などはそのまま残して所有者が優先的に使えるようにしたので「生まれ育った実家を壊さずに済んだ」と喜んでくれたそうです。セカンドの目標は市内各地の空き家をさらに整備し、自転車で周遊できるようにすること。串間市がサイクリストにとって魅力的なまちになるよう、さまざまな知恵を絞っています。

事例紹介
3



日向市の放課後等デイサービス施設

日向市のお倉ヶ浜を見下ろす高台に建つ放課後等デイサービス施設「おはな」は、戦前からある古い民家を改築した建物。平日の午後になると学校帰りの子どもたちが訪れ、思い思いの時間を過ごします。代表の徳永亨さんが2019年に親戚から購入した直後は、床を支える大引きが折れ、雨漏りはひどく、周囲も雑草で覆われるなど、とても人が住める状態ではありませんでした。それでも古民家再生などを手掛ける同市の専門家に相談すると、「大丈夫でしょう」との答えが。リフォームに使える資金は限られていたので、構造部分と水回りを中心にリフォームを依頼しました。屋内は壁をなるべく取り払い、子どもたちがのびのびと過ごせるように約20畳のスペースを確保しました。残りはDIYで少しずつ整備。「足りなかったり、壊れたりすれば、その度に『どうすればいいかな』と子どもたちと一緒に考える。きれいで何でもそろっている新築より、少し不便な方が子どもたちの学びにつながります」と徳永さん。「子どもたちにとってすごくいい環境を整えられた。空き家を活用できてよかった」と笑顔で教えてくれました。

事例紹介
4



宮崎市の新築住宅・新潟から古材を取り寄せて

宮崎市波島に築170年を超える新潟県の古民家の古材を再利用した新築住宅があります。リビングや玄関で黒光りする柱や梁が醸し出す重厚感は圧倒的で、家主の岡崎竜さんは「優しく見守られている感じがしてとても落ち着きますし、神々しさにパワーももらっています」と惚れ込んでいます。建築・設計を手がけたのは全国古民家再生協会 宮崎第1支部の坂口孝生さん。「古民家風の家を建てたい」という岡崎さんの要望を同協会の仲間から相談され、全国組織のネットワークを駆使。新潟県上越市で空き家となっていた農家を探し出し、大型トラック2台分の古材を宮崎まで運び込みました。ケヤキやマツの古材は、樹齢が推定200年と思われる材もあり、貴重なものばかり。空き家所有者も古材を買い取ってもらい、解体費用の足しにできました。坂口さんは「古いものにもちゃんと価値があります。先人の技能を取り入れながら現代の家に新しい命を吹き込み、未来へとつなぐ、古民家再生の取り組みをさらに進めたいです」と話していました。

空き家の利活用策 ①

「貸す」ならDIY可能賃貸がオススメ

空き家の利活用策には、主に①貸す②売る③壊す④直す(自分で住む)の四つがあります。「貸す」場合、ほとんどの空き家はそのまま貸すのが難しいため、ある程度の修繕・リフォームが必要となります。その場合、市町村の助成金制度があるので役場等に問い合わせてみましょう。(P13・P14を参照)

また、これまでは貸す側(所有者側)がリフォームを行うのが一般的でしたが、近年は借り主(入居者側)がリフォームする「DIY可能賃貸」という方法もあります。所有者は初期投資を抑えられ、借り主も敷金等がかからず安く借りられます。DIYでリフォームするため建物に愛着がわき、長く借りてもらえるメリットも生まれます。

「みやざき空き家対策プロジェクト」の緒方健一代表(宮崎市)は、所有者がリフォーム資金を調達できず3年近く空き家になっていたケースで、借り主が自由にリフォームできる賃貸契約を提案。すぐに入居希望者が見つかり、所有者は費用をかけずに一定の家賃収入を得られるようになりました。緒方さんは「移住希望者と空き家の増加で今後はマッチングの機会がさらに増え、DIY可能賃貸のニーズは高まるだろう」と話します。

ただ、忘れてはならないのが、空き家を修繕する義務を負っているのは貸し主である所有者だということ。民法で定められており、DIY可能賃貸だからといって雨漏りや給湯など建物を正常に使えるように維持する所有者の責任は変わりません。また、空き家を住宅ではなく店舗として使う場合は税金が変わってくる場合があります。旅行者へ短期で貸し出す場合も旅館業法に抵触する可能性があるので注意が必要です。



空き家の利活用策 ②

「売る」ならインスペクションを

空き家の利活用策で「売る」は最も一般的な方法です。建物がまだ使えるかどうかで中古住宅として売れるのか、それとも土地として売ることになるのかの選択肢が変わります。まずは不動産会社に相談しましょう。中古住宅として売るなら建物の状態に応じてリフォームも必要です。その場合は建築士ら専門家に耐震性や雨漏り、シロアリ被害の有無など品質検査(インスペクション)をしてもらうことも考えましょう。

空き家になった住宅を相続し、2016年4月から23年12月末までに売却し、一定の要件に当てはまると譲渡所得額から最高3000万円まで控除する特例措置があります。特例を利用できるかどうかは、お近くの税務署にお問い合わせください。

空き家の利活用策 ③

「壊す」なら活用策を事前に決めてから

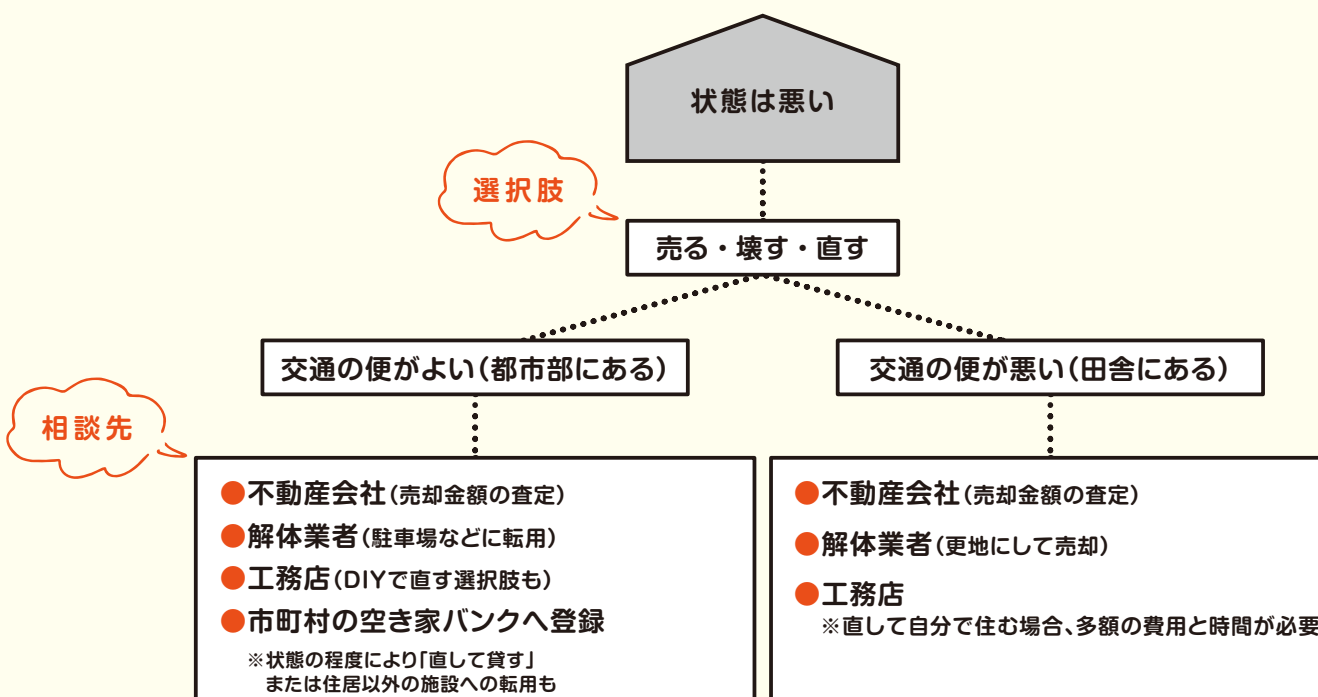
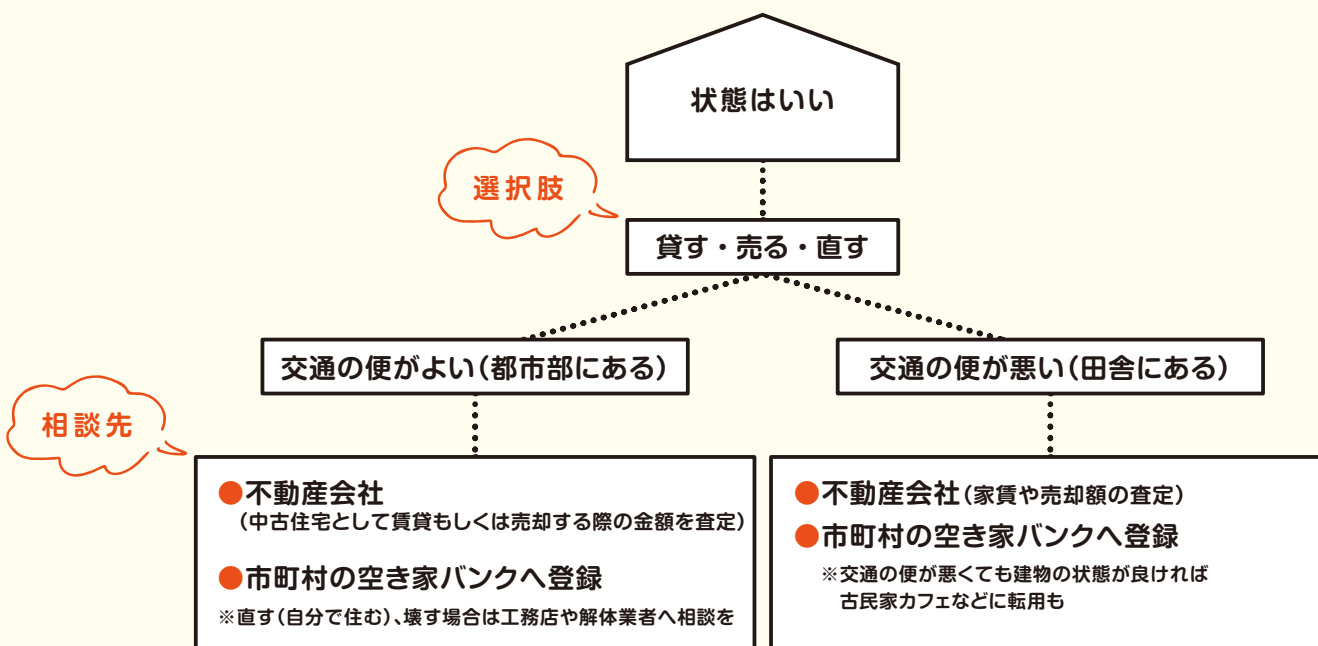
築年数が古かったり、修繕不能なほど建物が傷んでいたりする空き家は「壊す」ことも選択肢の一つです。解体で出る廃材の処理は法律で厳しく定められており、個人で行うのは大変なので、専門業者に相談するとよいでしょう。解体費用は建物の立地や構造で大きく変わるため、事前に見積りを取って検討しましょう。空き家の解体に補助を出している市町村もあるので、役場等にお問い合わせください。

家屋を解体して更地にすると、固定資産税が高くなってしまう可能性があります。解体後に住宅を新築するのか、売却や駐車場として使うのかなど、活用策を事前に決めておきましょう。古民家の場合、鑑定次第で古材を売却し、解体費の足しにできることがあります。買い取り価格が解体費用を上回るとはほぼありませんが、費用負担を抑えることは期待できます。

空き家の利活用 どこに相談する？



税金や維持費がかかったり、老朽化が進んだり。空き家は放置しておく、いろいろな問題が発生する恐れがあります。所有する空き家の利活用について、条件ごとに相談先をまとめてみました。



空き家の整理どうする？

空き家の利活用を考える時、まず直面する問題が部屋の片づけです。空き家が生まれるのは、実家で暮らす親が死亡したり、高齢者施設に入所したりしたタイミングがほとんど。実家には多くの家財道具が残り、これらの整理や処分に時間と労力がかかるため、空き家の利活用まで考えられないというケースが多いのです。そこで生前整理や遺品整理などを手掛けているエンディングサポートみやざき(宮崎市)の森山知子さんに、空き家整理のポイントを聞きました。

Point! 01

迷わないものから処分を

空き家になった実家の部屋を片づける際は、まず捨てるのに迷わないものから処分しましょう。そうすることで屋内に空間が生まれ、建物の状態も把握でき、「リフォームして賃貸」「売却」など利活用策を検討する第一歩になります。空き家になっても「いつか退院して帰ってくるかもしれない」と、そのままの状態で放置しておく、建物の老朽化が進み、気付いた時には利活用を見込めなくなってしまう。退院後は介護が必要な場合もあります。入院等を機に整理しておけば、後々の選択肢が広がります。



Point! 02

仏壇の処理は専門業者に

空き家となった実家の利活用を躊躇する原因の一つにお仏壇があります。「仏壇の承継者がいない」「子の自宅に仏壇を置くスペースがない」などの理由から処分に困り、そのまま手つかずとなっているケースです。仏壇はご先祖や故人をしのぶ心のよりどころであり、処分するのは気が引ける人も多いと思います。このような場合は仏壇仏具店に相談するのがよいでしょう。料金がかかりますが、閉眼供養と合わせて引き取ってくれます。エンディングサポートみやざきでも仏壇の処理を依頼された場合、合同供養を行っています。



Point! 03

日ごろからモノを増やさない

いざ空き家となった実家の整理を始めると、想像以上に多くの「モノ」があることに気がきます。それらを個人で全て整理するのは大変です。遺品を処分する場合は心理的な負担も小さくありません。ゴミの分別や不用品を運ぶトラックの手配など手間と時間、費用もかかります。困った時には専門の業者に相談してみましょう。

また、実家の整理を効率的に進めるためにも日ごろからモノを増やさないことが大切です。親が元気なうちから「使いやすいように整理しておこう」と声を掛けて、将来に備えておくとういでしょう。



遺品整理・生前整理に関することは【遺品整理・生前整理 宮崎県】などで検索ください。

空き家バンクとは？

「空き家バンク」とは、空き家の賃貸や売却を希望する所有者と、空き家の利用希望者をマッチングする仕組みで、主に市町村が運営しています。

物件情報を掲載している不動産会社のウェブサイトと似ていますが、営利目的ではないので費用をかけずに利用できます。また、全国の移住希望者が情報を入手できるのも強みです。実際の契約では不動産会社による仲介が必要となる場合もあります。

移住者獲得のために空き家の取得やリフォームに対して補助金を出している市町村の中には、空き家バンクへの登録や仲介成立を条件としているケースがあります。詳しくは各市町村の担当部署にお問い合わせください。(P13・P14を参照)

各種相談窓口

不動産の取引に関すること

一般社団法人 宮崎県宅地建物取引業協会

住 所 宮崎市潮見町20-1 宮崎県不動産会館2階
T E L 0985(26)4522
H P <https://www.m-takken.jp/>
時 間 8:30～17:15(12:00～13:00を除く) 月～金(祝日を除く)

公益社団法人 全日本不動産協会 宮崎県本部

住 所 宮崎市宮田町11-24 黒木ビル1階
T E L 0985(24)2527
H P <https://miyazaki.zennichi.or.jp/>
時 間 9:00～17:00(12:00～13:00を除く) 月～金(祝日を除く)

古民家の利活用に関すること

一般社団法人 全国古民家再生協会 宮崎第1支部

住 所 日向市本町9-30-202
T E L 0982(55)3166
H P <https://www.kominka-miyazaki.org/>

一般社団法人 全国古民家再生協会 宮崎第2支部

住 所 日南市風田3999-1
T E L 0987(55)5515
H P <https://kominka-miyazakiminami.org/>

リフォーム、耐震診断、バリアフリーに関すること

一般社団法人 宮崎県建築士事務所協会

住 所 宮崎市橋通東2丁目9-19 宮崎県建設会館4階
T E L 0985(29)1188
H P <http://m-kjk.com/>
時 間 9:00～17:00(12:00～13:00を除く) 月～金(祝日を除く)

解体に関すること

宮崎県解体工事業協同組合

住 所 宮崎市瓜生野2390
T E L 0985(41)1237
H P <http://miya-ken.jp/kaitai/>
時 間 8:00～17:00 月～金(祝日を除く)

空き家問題に関すること

一般社団法人 全国空き家アドバイザー協議会

住 所 東京都千代田区内幸町1-3-1
T E L 03(6275)0798
H P <https://akiya-adviser.org/>
時 間 10:00～16:00(12:00～13:00を除く) 月～金(祝日を除く)

相続登記等に関すること

宮崎県司法書士会 相続・遺言相談センター

住 所 宮崎市旭1丁目8-39-1
T E L 0985(28)8538
H P <https://www.miyashoshi.net/>
時 間 ※相談予約受付 10:00～16:00(12:00～13:00を除く)
月～金(祝日を除く)

宮崎県の空き家の現状

総務省が5年ごとに行っている住宅・土地統計調査によると、2018年の宮崎県内の住宅総数は54万6400戸で、空き家率は15.4%(8万4200戸)と全国平均(13.6%)を上回り、過去最高でした。

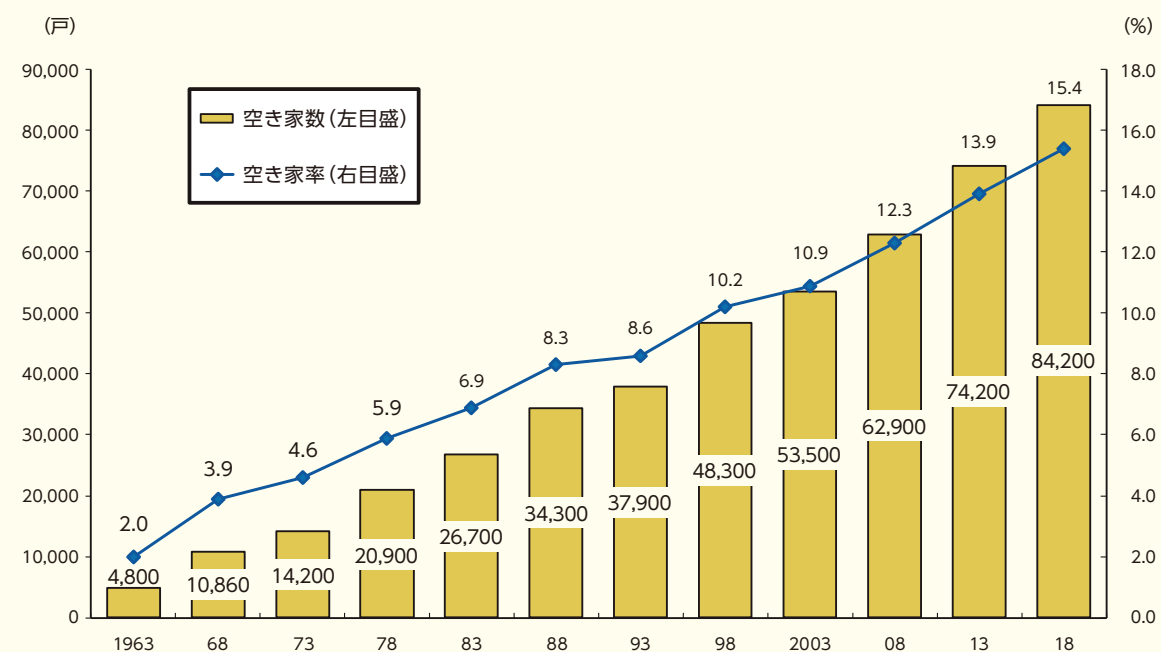
少子高齢化により空き家の数は全国でも増えており、国は15年に空家等対策の推進に関する特別措置法を施行しました。自治体は倒壊や防犯、衛生面の問題が発生する恐れのある空き家を「特定空家等」に指定し、所有者に撤去や修繕を命じ、行政代執行による強制撤去もできるようになりました。行政からの指導や勧告等を放置していると、特定空家等の所有者は固定資産税が増えるほか、過料や行政代執行による家屋の解体・撤去費用の全額負担を求められます。

空き家を減らそうと、市町村は民間と連携してさまざまな取り組みを展開しています。その一つが、空き家所有者と利用希望者をつなぐ「空き家バンク」の開設です。高鍋町は21年2月に宮崎県宅地建物取引業協会と連携協定を締結。同協会の不動産会社の協力を得て、高鍋町の空き家バンクに登録する情報を専門知識やプロのノウハウを用いて充実させています。日向市は建築士や不動産鑑定士などからなる全国古民家再生協会宮崎第1支部と連携し、築50年以上の古民家の保存再生や活用による地域活性化に取り組んでいます。また、都城市では22年4月から「特定空家等」以外の空き家に対しても適正管理を求める条例が施行予定です。

空き家は大事な資産です。しかし、そのままでは劣化が進んで資産価値は下がり、税負担も続きます。住んでいるときから権利関係の確認など相続対策をしておかないと、残された家族の間でトラブルが発生する可能性もあります。宮崎県宅地建物取引業協会の藤山広子副会長は「昔は家や土地を次世代に残すと喜ばれたが、今はそういう時代ではなくなっている。面倒を先送りするほどこじれるのが空き家問題。空き家をどうしたいのか、しっかり判断できるうちに専門家に相談してもらいたい」と話しています。

空き家数及び空き家率の推移

(1963年～2018年)



市町村相談窓口と支援策（補助・助成）一覧

宮 崎 市	建築住宅課	【支援策】	市内の空き家等の情報を収集・登録し、空き家バンクで移住希望者に情報提供する。
	0985(21)1804 25juken@city.miyazaki.miyazaki.jp		
都 城 市	建築対策課空き家対策担当	【支援策】	田舎暮らしを希望する人に、空き家の売却や賃貸情報を空き家バンクで提供。都城宅地建物取引業協同組合と連携して空き家バンク以外の物件情報も提供する。
	0986(23)8067 ken@city.miyakonojo.miyazaki.jp		
延 岡 市	建築指導課空家施策推進係	【支援策】	移住・子育て住まい支援事業を展開中。空き家バンクに登録された中古住宅を取得する場合、家財処分費や仲介手数料を含め最大145万円を補助する。
	0982(20)7170 kentiku-s@city.nobeoka.miyazaki.jp		
日 南 市	総合戦略課空き家カウンセラー	【支援策】	市内の空き家等の情報を市HP（宮崎日南移住ナビ）に掲載・紹介。専門相談員（空き家カウンセラー）を配置し、空き家所有者や空き家活用希望者からの相談対応や利活用セミナー等を開催する。
	090(9480)3456 c-seisaku@city.nichinan.lg.jp		
小 林 市	地方創生課戦略推進グループ	【支援策】	空き家バンクで市内の空き家情報を提供。空き家バンクに登録された物件で、賃貸借契約が結ばれた場合に、改修費用等に補助金（上限50万円）を交付する。
	0984(23)1148 k_sousei@city.kobayashi.lg.jp		
日 向 市	空家対策推進室	【支援策】	空き家バンクで市外からの移住希望者に情報を提供。登録物件で、県外からの移住者と契約成立時にリフォーム費用を上限20万円、家財道具処分費用を上限10万円それぞれ補助する。
	0982(66)1032 kenchiku@hyugacity.jp		
串 間 市	総合政策課地域振興係	【支援策】	空き家バンクで市内の空き家情報を収集・登録し、移住希望者へ提供する。
	0987(55)1153 cpromo@city.kushima.lg.jp		
西 都 市	商工観光課さいとアピール係	【支援策】	空き家バンクで市内の空き家情報を移住希望者へ提供。要件を満たす子育て世代の転入者が、空き家バンク登録住宅を取得する際に助成金を交付する。
	0983(32)1011 apl@city.saito.lg.jp		
えびの市	移住・定住支援センター	【支援策】	空き家バンクで市内にある空き家の情報を提供。契約等の仲介はできないが、所有者と購入希望者の連絡調整を行う。登録住宅の賃貸借契約が結ばれる見込みがあり、市内業者を利用してリフォームや家財道具の整理などを行う場合、費用の一部を補助する。
	0984(27)3242 ebino-iju@aiores.ocn.ne.jp		
三 股 町	企画商工課企画政策係	【支援策】	空き家バンクで町内の空き家等の情報を提供。登録物件で売買契約が結ばれ、利用者が3年以上定住する見込みの物件に対して、リフォーム費用などを県内から移住の場合は40万円を上限に、県外から移住の場合は160万円を上限に補助する。
	0986(52)1114 kikaku-k@town.mimata.lg.jp		
高 原 町	総合政策課地域政策係	【支援策】	空き家バンクで町内の空き家等の情報を提供。登録物件で、賃貸借又は売買契約が結ばれた場合に、リフォーム費用として、30万円を上限に補助する。
	0984(42)2115 sougou@town.takaharu.lg.jp		
国 富 町	企画政策課企画政策係	【支援策】	町内の空き家等の情報を収集し、空き家バンクで移住希望者に提供する。
	0985(75)3126 kikaku@town.kunitomi.miyazaki.jp		
綾 町	財政課管財係	【支援策】	町内の空き家等の情報を収集し、空き家バンクで移住希望者に提供する。
	0985(77)2948 kanzai@town.aya.lg.jp		

※情報は2022年1月現在。支援策はこの他にもあります。細かな条件など、詳しくは各市町村の担当窓口へお問い合わせください。

高 鍋 町	地域政策課総合政策係	【支援策】	空き家バンク事業として、町内の空き家等の情報を収集し、移住・定住ポータルサイト「自分日和」に掲載して発信。空き家バンクに登録し、契約成立物件を町内業者に頼んでリフォームする場合50万円を上限に補助する。10万円を上限に家財道具の撤去費用補助もある。
	0983(26)2018 chiikiseisaku@town.takanabe.lg.jp		
新 富 町	総合政策課企画政策係	【支援策】	町内の空き家等の情報を空き家バンクで提供。空き家バンクを介して契約が成立した物件のリフォームや家財道具撤去費用を、町内業者を利用する場合は最大100万円、町外業者を利用する場合は最大50万円（家財道具撤去は最大20万円）それぞれ補助する。
	0983(33)6012 kikaku_g@town.shintomi.lg.jp		
西米良村	むら創生課	【支援策】	村内の空き家情報を空き家バンクで発信。移住者が登録物件に住む場合、リフォーム費用を最大50万円、家財道具撤去費用を最大30万円それぞれ補助する。
	0983(36)1111 teijyu@vill.nishimera.lg.jp		
木 城 町	まちづくり推進課企画調整係	【支援策】	町内の空き家等の情報を収集し、空き家バンクで移住希望者に提供する。
	0983(32)4727 kijo-iju@town.kijo.lg.jp		
川 南 町	まちづくり課人口対策係	【支援策】	空き家バンクで町内の空き家情報を提供。登録物件の家財道具撤去費用を最大10万円、リフォーム費用を最大50万円それぞれ補助。登録物件に賃貸で居住する場合、月額2万円を上限に3年間補助する。
	0983(27)8002 jinko@town.kawaminami.miyazaki.jp		
都 農 町	まちづくり課	【支援策】	空き家バンクで町内の空き家情報を提供。所有者が登録または登録予定物件を片付ける際などに上限20万円を補助。町外からの移住者が空き家バンクを介して契約成立した物件のリフォームを転入後1年以内に完了する場合、町内業者を利用すれば上限100万円、町外業者なら上限50万円をそれぞれ補助する。
	0983(25)5711 machi@town.tsuno.lg.jp		
門 川 町	まちづくり推進課地方創生推進係	【支援策】	町内の空き家等の情報を収集し、空き家バンクで移住希望者に提供する。
	0982(63)1140 ijyu@town.kadogawa.lg.jp		
諸 塚 村	企画課	【支援策】	村内の空き家等の情報を収集し、空き家バンクで移住希望者に提供する。
	0982(65)1116 mkikaku@morotsuka.jp		
椎 葉 村	地域振興課企画グループ	【支援策】	村内の空き家等の情報を収集し、空き家バンクで移住希望者に提供。移住・定住を目的とした住宅のリフォーム費用を最大100万円補助する。
	0982(67)3203 shbwebm@vill.shiiba.miyazaki.jp		
美 郷 町	政策推進室	【支援策】	空き家バンクで空き家情報を提供。登録物件の家財道具撤去費用を最大10万円、リフォーム費用を最大50万円それぞれ補助する。
	0982(62)6203 seisaku@town.miyazaki-misato.lg.jp		
高千穂町	企画観光課地域振興係	【支援策】	空き家バンクで空き家情報を提供。移住・定住住宅改修事業として、1年以内の移住者が住む住宅のリフォーム費用を最大20万円補助する。
	0982(73)1207 kikaku@town-takachiho.jp		
日之影町	地域振興課定住推進係	【支援策】	空き家バンクで空き家情報を提供。移住・定住を目的とした住宅の新築又は空き家バンク登録物件の取得、リフォーム費用を最大100万円補助する。
	0982(87)3801 shinkou@town.hinokage.lg.jp		
五ヶ瀬町	企画課企画調整グループ	【支援策】	町内の空き家等の情報を空き家バンクで提供。空き家バンク登録物件のリフォーム、クリーニング、家財道具処理費用を最大160万円補助する。
	0982(82)1717 kikakucyosei@town.gokase.miyazaki.jp		